

# 廃業と 事業再生

第1回

弁護士 かな口 崇

岐阜商工会議所専門家研究会(ぎふ専研)

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

## 1 最初に

私は、これまで、立場上、小企業経営に関わる様々なテーマについて、執筆やセミナーを担当してきましたが、「廃業と事業再生」についてはなかなか取り上げる機会がありませんでした。後ろ向きなテーマで、あまり評判が良くないことが理由です。しかし、企業も人と同じで、新たな企業が生まれれば、廃業(事業再生)は「治療」にあたるでしょう。があるのも当然です。特に、現在のように市場環境が激変する中では、一つの事業が何時までも継続する方がむしろ不思議ともいえる状況です。従って、通常、企業はいず

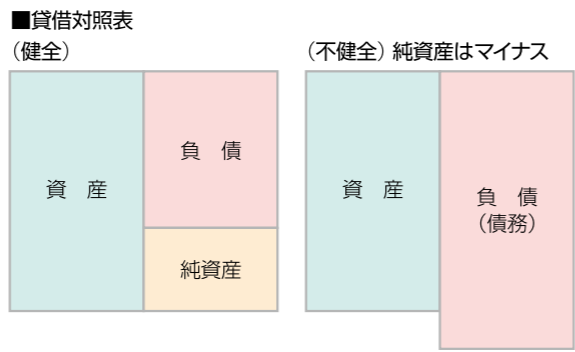
## 2 廃業

れこのテーマを必ず考えなければならぬ局面を迎えます。そうだとすれば、このテーマに関する知識は事業者にとって必須のもので。しかし、避けられて来たテーマだからか、ほとんどの事業者が正確な知識を持っていません。そこで、皆さんには、最低限の知識を持って頂きたいと思います。

## (1) 廃業の方法

廃業は、債務超過(債務の方が多いこと)に陥っていないければ、一般論としては、「通常清算」をすれば足りません。これは、廃業後、全ての債権者に対する債務を支払った後、更に残った

外に知られにくいというのがメリットです。



## (2) 破産申立

あまりにもイメージが悪く、また、非常に誤解の多い方法です。では、破産申立とはどのようなものなのでしょうか。

破産すると「資格制限」される場合があります。身近な例でいえば、警備員など一定の職に就くことは禁止されます。しかし、破産手続が終了する頃、一般的には「免責」という決定がなされ、その際に資格制限は解除されることになります。不利は一時的となるわけです。その他に、持っている資産

(例えば、自動車や自宅不動産)を手放さなければならなくなるという不利が考えられます。しかし、債務の支払ができず、債務超過の状態であれば、通常、破産せずともいずれこれらは失うこととなります。他に、破産するとその後借入ができなくなってしまうといわれますが、この状況下ではどのみち通常借入はできません。支払ができない方に貸す債権者はいないからです。従って、これらの不利は、いずれも破産申立の不利とはいえません。

代表的なものは、以上のとおりで、実は他に目立った不利は見あたりません(なお、正確には弁護士などに確認してください)。おそらく最も大きな不利は、「知り合いに知られたらみっともない」とか「子供の就職に悪影響がないか」といった「不安感」です。確かに、知り合いに知られる可能性が絶対にならないとはいえませんが、関係者以外には分からないのが通常です。また、子供への悪影響は、少なくとも建前上、親の破産を理由に就職を差別することは許されないのでしょう。他方で、他に債権者からの追

資産があれば、株主が分配を受けるという方法であり、他社に与える悪影響が最も少ない方法といえるでしょう。しかし、債務超過に陥っている場合、通常清算は一般的に困難です。この場合、多くは「破産申立」という方法をとります。他に、「特別清算申立」という方法もありますが、債権者の同意を必要とするため、利用できる場合は限定的です。これらは、いずれも裁判所を利用した手続ですが、裁判所を利用せずに行う手続もあります。これを私的整理(任意整理)といいます。債権者の同意が必要となるため、やはり利用は限定的です。「特別清算」と「私的整理」は、関係者以

求を避ける方法がない中、破産によれば債務を完全に免れることになるのであり(念のため、税金は別です)、その利益は絶大です。これにより、破産者は、その後生活を立て直すことが可能になります(その意味で、破産は、その言葉のイメージとは異なり、個人にとっては生活の「再生」ともいえるものです。どうしても破産を選択できず、自ら死を選択する事例も未だ散見されますが、借金のために死を選択するのは非常に残念なことです)。

ちなみに、「市民権」や「選挙権」がなくなると思っている事業者が結構いらっしゃいますが、これらは全て誤解です。

(第2回に続く。)

弁護士  
**かな口 崇氏**

●プロフィール  
カナクチ タカシ  
「かなくち経営法律事務所」を設立。  
中小企業支援は関係者の連携なくして不可能との考えから、各地の商工会、商工会議所、各士業者と連携して中小企業支援を行っている。

